

平成25年12月25日

柳町小学校校舎等増設検討委員会
委員長 藤田 恵子 様

柳町小学校教室等増設検討委員会
委員 前嶋 浩文
委員 上原 裕之

柳町小学校教室増築の諸施設に関する要望書

日頃より、子どもたちの教育環境整備にご尽力を賜りまして感謝申し上げます。会議体3回目で具体的な建築図面の提示がされるというご連絡を受け、直接的な教室数増加とそれに伴う付帯的な以下の諸施設の増加に関しても図面に反映していただきたく要望いたします。

①普通教室（6教室分増設（以下、6コマ分増設）） ※以下、1コマ分は8M×8Mとする。

来年度は12学級の普通教室が確保されていますが、児童数増加に伴い、各学年3クラス体制でも対応できる教室環境の整備が必要です。また、有識者のご意見のように学年が一続きの教室配置になることが望ましい。

② 特別教室(3室)の移設

コンピューター室、家庭科室、図工室は、現存校舎と増築校舎をつなぐ廊下を確保するため、現在の面積よりも狭くなります。この3室は、増築校舎に移設して他の学校と格差がないように整備されるべきです。

③特別支援学級（1コマ分増設）

現在、空き教室がないために1教室を半分に分割して使用していますが、本来は4コマ分必要です。必要面積の計算において、特別支援学級の学級数は4と計算されている通り、増築を機に本来の4教室分(4コマ分)を確保すべきです。

④職員用会議室（1コマ分増設）

現在、図書室は職員用会議室や少人数教室と兼用していますが、日中、諸会議が入ると、図書室では図書室授業や少人数授業ができなくなります。学校現場の意見にあるように、職員用会議室には1コマ分の増設が必要となります。

⑤職員室（0.5コマ分拡張）

現在、全校10学級で、すでに講師の先生の机はありませんが、児童数の増加に伴い、18学級を想定すると、8つの机や椅子が入ることになります。柳町小学校のインクルーシブな教育を行う上で、職員室は重要な意味合いをもち、最低0.5コマ分現状を拡張する必要があります。

⑥図書室の移設

職員室の拡張、教材庫の確保は、図書室スペースの転用が現実的だと考えます。図書室の移設が必須です。

⑦職員用更衣室(0.5 コマ分増設)

以前は 0.5 コマ分あった職員用更衣室は教室への転用で、新たな場所に移設しました。しかし、2, 3人の職員が着替えられる面積しかありません。各行事など職員が同時に着替えるようなことが多いと推察されるので、人権を尊重した労働環境の確保のためにも余裕のある更衣室が必要です。

⑧教育相談室(0.3 コマ分増設)

スクールカウンセラーを週 2 回配置していますが、専用の机もなく相談場所も転々としているような状況です。相談体制の整備と個人情報保護のためにも 0.3 コマ分程度のスペースは必要です。

⑨少人数教室 (1 コマ分増設)

文科省の来年度の予算配分を見ると、少人数教育の推進に関し多くの予算を計上しており、今後ますます推進される事が予想されます。算数などの少人数教室は現在存在せず、他の教室で代用していますが、来年度からは実施できなくなる可能性があります。少人数教室は毎回の授業で使用するため、机や椅子だけでなく、ロッカーやその他備品も必要となります。学校現場の意見にあるように、少人数教室は1 コマ分の増設が必要です。

⑩特別支援教室 (柳ルーム) (1 コマ分増設)

特別支援教室は必要な教室ですが、現在ありません。他の教室で代用していますが、来年度からは実施できなくなる可能性があります。児童数増加に伴い、対象となる児童も増加します。また、法整備により、就学や在籍などについては、保護者の意見が最大限尊重されることになり、ますますニーズが高まります。現在のプランでは 0.5 教室分の確保の予定ですが、十分とは言えず 0.5 コマ×2 教室(つまり 1 コマ分の増設)に対応するべきです。

⑪教材庫 (空きスペース)

現在、学校の中には、教材を保管する教材庫すら存在しません。職員室近くに整備されるべきです。

⑫倉庫(1 コマ分増設)

来年度から、余分な机や椅子を保管する倉庫がなくなります。最低 1 コマ分の増設が確実に必要となります。

⑬放送室(0.3 コマ分増設)

放送室は来年度から普通教室に転用されるため、現在、コンピューター室に仮設置されています。放送室で給食を食べることなどから、0.3 コマ分の拡張が必要です。

⑭多目的室、ランチルーム(1 コマ分以上増設)

現在、多目的室はありません。柳町小学校は改築の順番からすると、12 番目になり、20 年後くらいの順番です。近隣他校の何校かが驚くくらい素晴らしい教育環境で生活するなか、学校間格差を是正するためにも設置するべきです。

⑮備蓄倉庫(0.5~1 コマ分増設)

備蓄倉庫は児童数増加に伴い、さらに拡張する必要があります。保護者は就労先等から公共機関が復興するまで移動は原則禁止されている為、教職員・児童向け備蓄の見直しは必須です。

⑯PTA 会議室(0.5 コマ分以上の増設)

現在 PTA 室はありません。PTA 活動には、備品の保管、作業、会議を行う場所が必要です。保護者も時間に制約があり、空き教室に時間を合わせて活動することに限界があります。最低 0.5 コマ分の増設が必要です。

⑰既存校舎

会議体での議論の対象外ですが、工事期間中の児童たちのメンタル面ケアのためにも、既存校舎の壁の塗り替えやトイレの全面改修は必要です。児童たちは校庭の使用制限を受け、多くの時間を既存校舎内で過ごします。トイレの改修は児童の健康への配慮するよう保護者から強い要望があります。本工事が始まる前に改修を行い、少しでも児童たちの心理的な負担を軽減すべきです。また、国は既存校舎のバリアフリー化を積極的に行うように奨励している事から正門付近にエレベーターを設置し、車椅子の児童が負担なく移動できるようにすべきです。

⑱第二育成室の改築、第三育成室、第四育成室の増設

厚生労働省によると、本年中に省令を定め、育成室（学童保育）の運営基準を「一クラスはおおむね四十人まで」にし、2015年度から各自治体が条例を適用する運びになっています。また、児童数増加に伴う育成室の増設について、今回の示された将来推計では働く女性の増加を加味していないことから（※）、第三育成室設立ですら十分ではないと考えられます。児童が自分たちの地域のなかで安心して過ごすことができるように第四育成室の確保をお願い致します。

※ 将来推計では平成 31 年度迄の育成室入室率（働く女性の割合）を、48.3%と一定比率で設定しています。

具体的には、平成 31 年度、以下の通り 21 名の児童が育成室を 1 室増設しても入室できない状況となります。

$(246 \text{ 名} + 18 \text{ 名 (※)}) \times 0.483 + 14 = 141.512 \text{ 名}$ $40 \text{ 名} \times 3 \text{ 育成室分} + 21 \text{ 名 (第四育成室)}$

※ 第 2 回柳町小学校教室等増設検討委員会で提示された【資料第 10 号】には、支援学級の児童数が加味されていないため、追加しました。

⑲放課後全児童事業の拠点(1.5 コマ分増設)

文京区基本構想実施計画（平成 26～28 年度）（素案）では、「放課後全児童向け事業において、学校施設を有効活用した新たな『小学生を対象とした放課後の居場所づくり』を実施する。」と記載があります。また、文科省は放課後子どもプランで、子どもたちが安全で安心して過ごせるように、小学校の余裕教室などを活用することで、子どもたちの適切な遊びや居場所を確保することを想定しています。登録制で下校することなく学校で遊ぶことができる計画であるかぎり、その拠点となる場所は 1.5 コマ分のスペースが必要となります。

⑳地域連携室(0.5 コマ分増設)

防災面、日常の学校支援体制づくりにおいて、学校と地域の関係はますます重要になっています。特に地域支援本部と青少年委員の統合が視野に入っている事から益々各校との結びつきが強まり、地域と学校の為に活動する場所が必要とされます。最低 0.5 コマ分の増設が必要です。

平成25年12月25日付けで、柳町小学校PTAより「柳町小学校教室増築の諸施設に関する要望書」を提出いたしました。同要望書と以下の「防災拠点になる避難所としての学校」「多様なニーズに応じた学校環境整備」の視点を加え、新たな図面(案)を作成いたしましたので、会議体の資料としてご活用いただきますようお願い申し上げます。

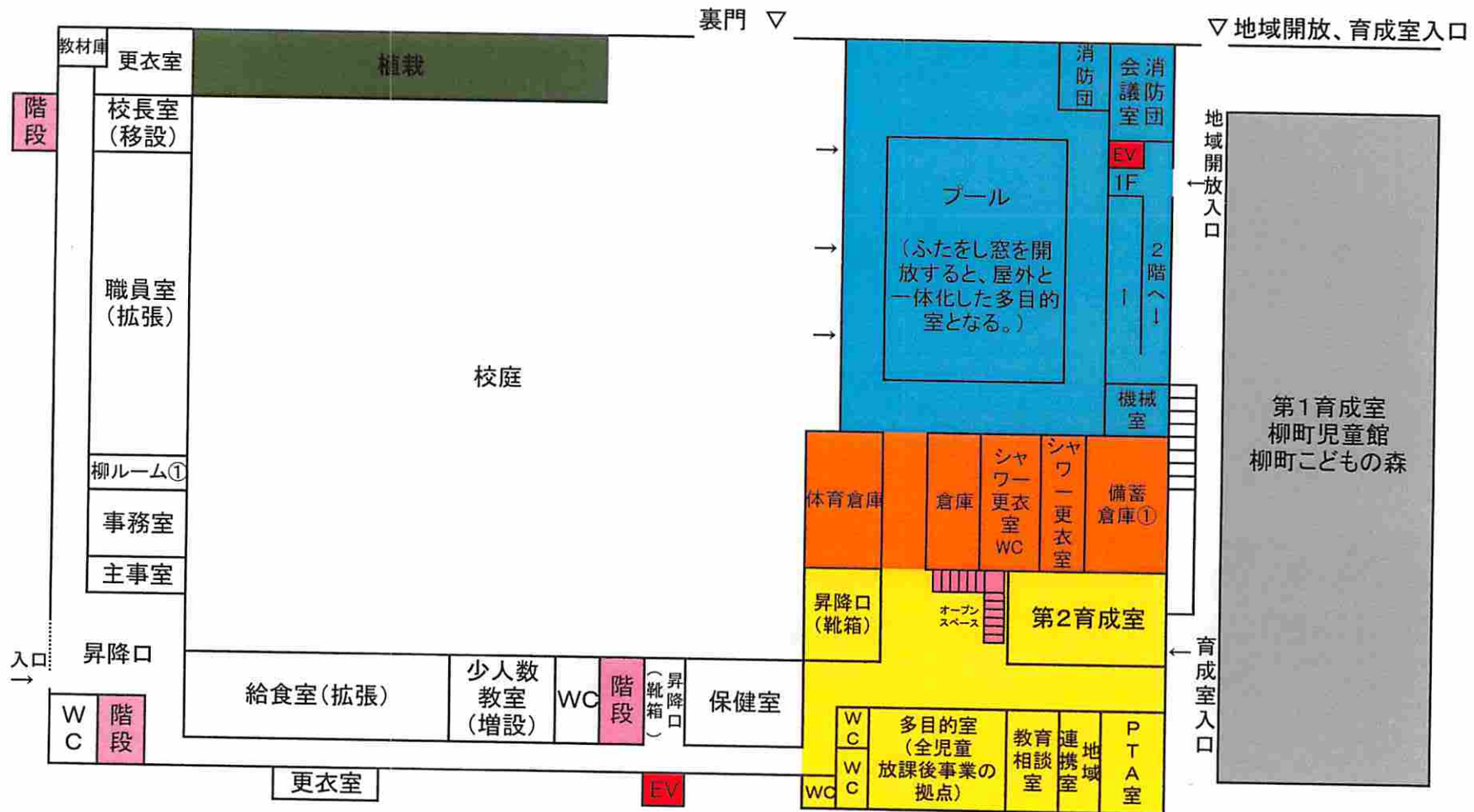
[A. 防災拠点になる避難所としての学校]

- ① 避難所開設が長引いても学校機能に支障が生じない学校ゾーンと避難所ゾーンが分離できるように動線の確保をする。
- ② 水害ハザードマップで浸水地域に指定されていることから、体育館を2階にして安全を担保する。避難者の<睡眠、休憩>の場とし避難者のストレスの緩和を図る。
- ③ 体育館1階は、プール使用時以外は蓋をして、通常は体育館同様に地域開放ができるようにすると共に、避難所開設時には食事スペース、ミーティング、パソコン・電話等の情報機器設置に使用したり、救援物資の区分けスペースでの活用を想定する。
- ④ 1階のプールの校庭側は掃出し窓<人が出入りできる大型の窓>等を全面に整備し、できる限り校庭側と一体化し、炊き出しや救援物資搬入等の動線に配慮する。
- ⑤ 1階から校庭側に向かい通常は収納できる庇を設け、必要な時には屋根付き屋外広場となるよう計画する。雨天時等に、炊き出しや物資搬入ができるようにする。<炊き出しスペース、避難場所での出るゴミの集積等などは、1階プール校庭側になると想定>
- ⑥ 避難者の多様なニーズに対応できるスペースが必須であることから、4階の多目的ホールをそのスペースに想定し、高齢者、乳幼児、障害のある人など、特別な配慮を必要とする人は福祉避難室を活用する。
- ⑦ 屋上には太陽パネル、蓄電池共に設置して電気がなくても活用できるようにする。
衛生上、プールのシャワーを避難所の折には、活用できるように温水を供給する熱源を太陽光パネル等で確保する。
- ⑧ 避難所ゾーンの各階には、更衣室、トイレを配置する。
- ⑨ 屋上には洗濯を行える場所と、洗濯物を干せる設備
- ⑩ 1階の多目的室<全児童放課後事業拠点>は、避難所の設置時には子どもたちの遊び場として活用する。
- ⑪ 教育相談室は被災者のカウンセリング室として活用する。
- ⑫ 消防団の活動が動きやすいように、消防団の会議室を整備する。
- ⑬ 家庭科室は福祉避難室の食事等への配慮がしやすい位置に配置する。
- ⑭ 図書室は避難者が本を読むなど生活の質を高められるよう利用しやすい場所に配置する。

[B. 多様なニーズに応じた学校環境整備]

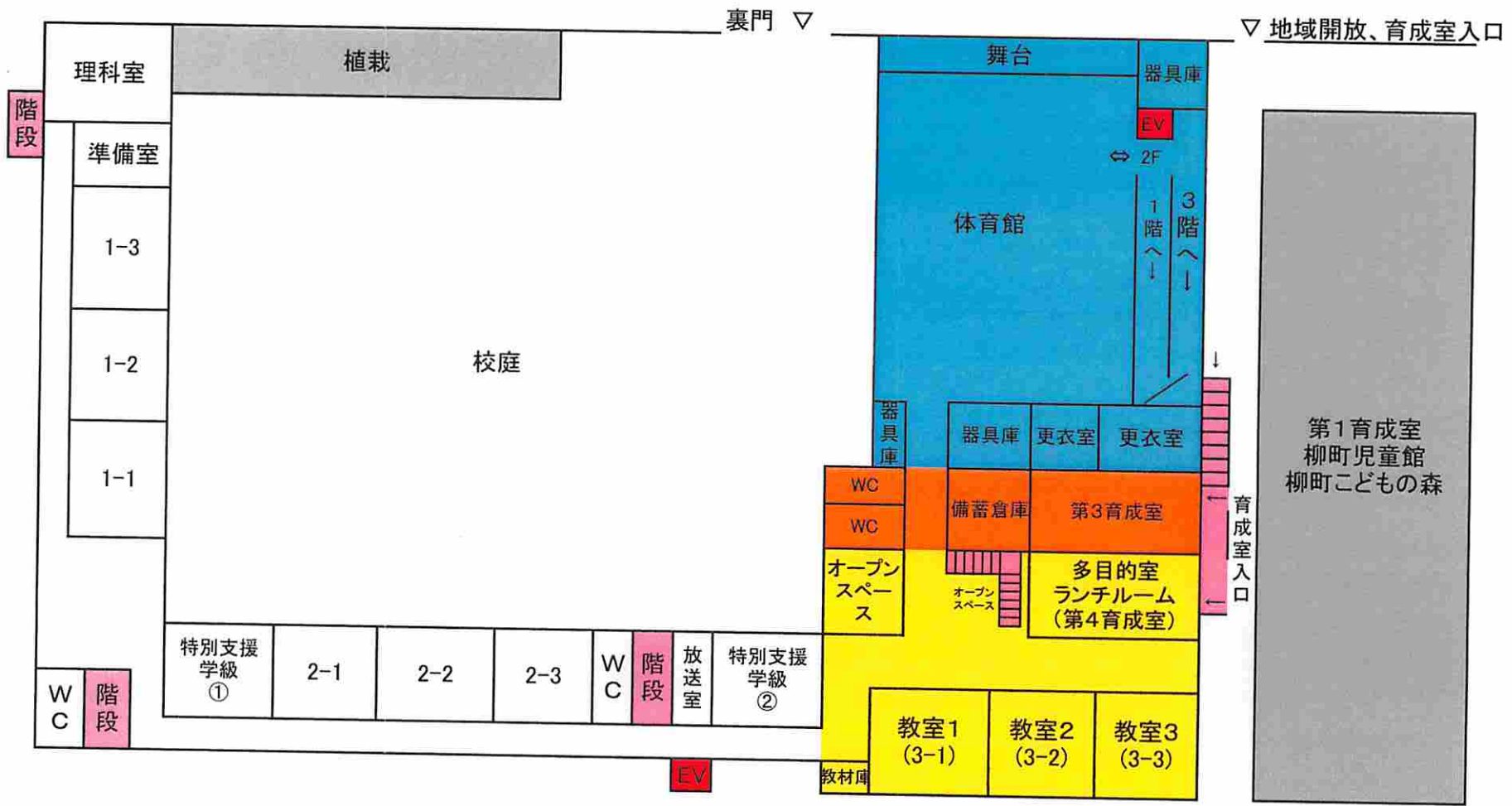
(一人ひとりに配慮した多様なニーズに応じられる学校づくり、障がいの有無に関わらず共に育つ学校環境整備の視点)

- ① 40人学級で3学級になることも十分に考えられることから学年が一続きの教室配置にする。
- ② 特別支援学級に在籍する児童が該当学年に所属意識を持ち、習熟度のひとつのあり様として特別支援学級を通常学級に在籍する児童も理解できることから各学年に近い位置に配置する。



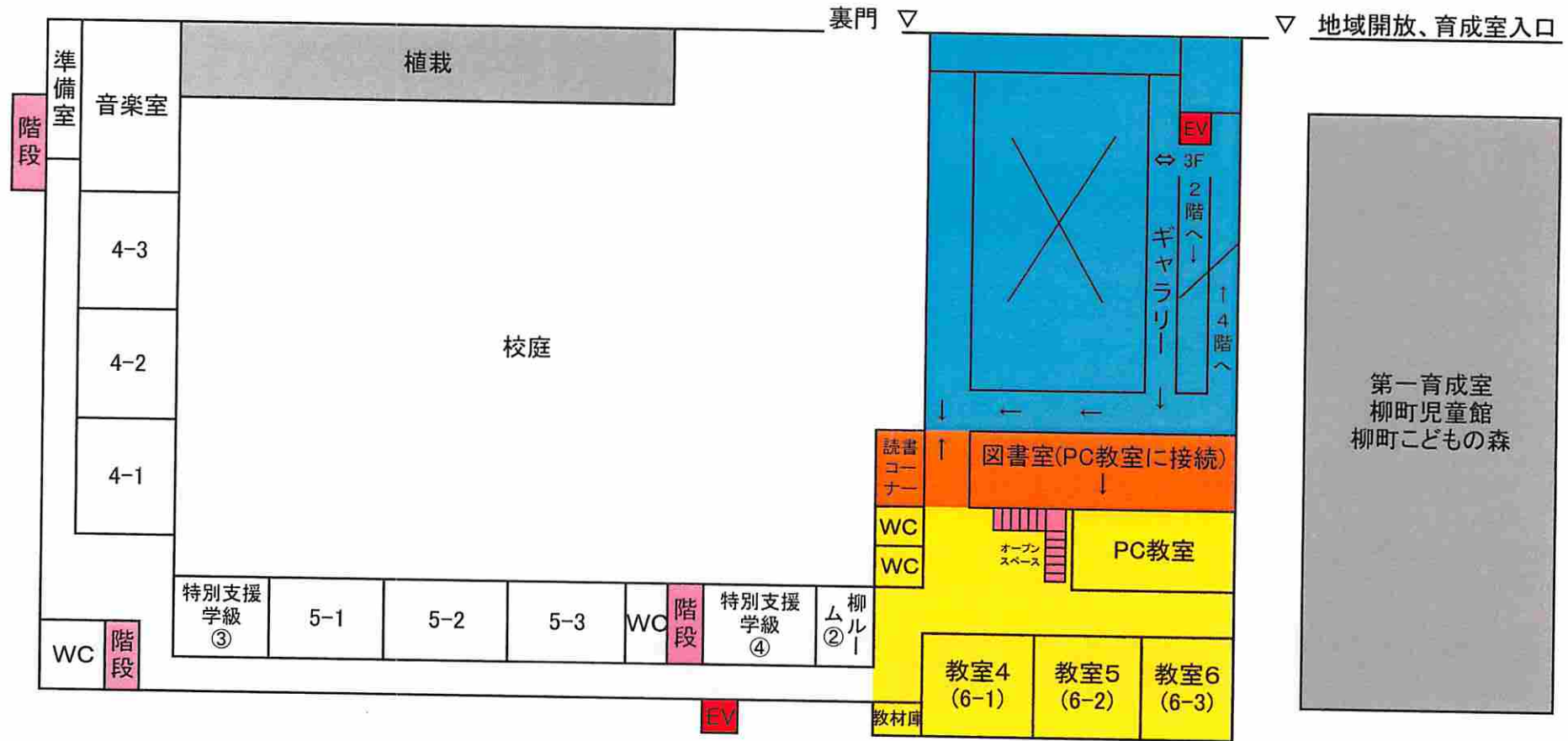
柳町小学校 1階平面図

水色の箇所は現状のプールのライン
 オレンジの箇所は現状の育成室のライン
 黄色の箇所は現状の体育館のライン



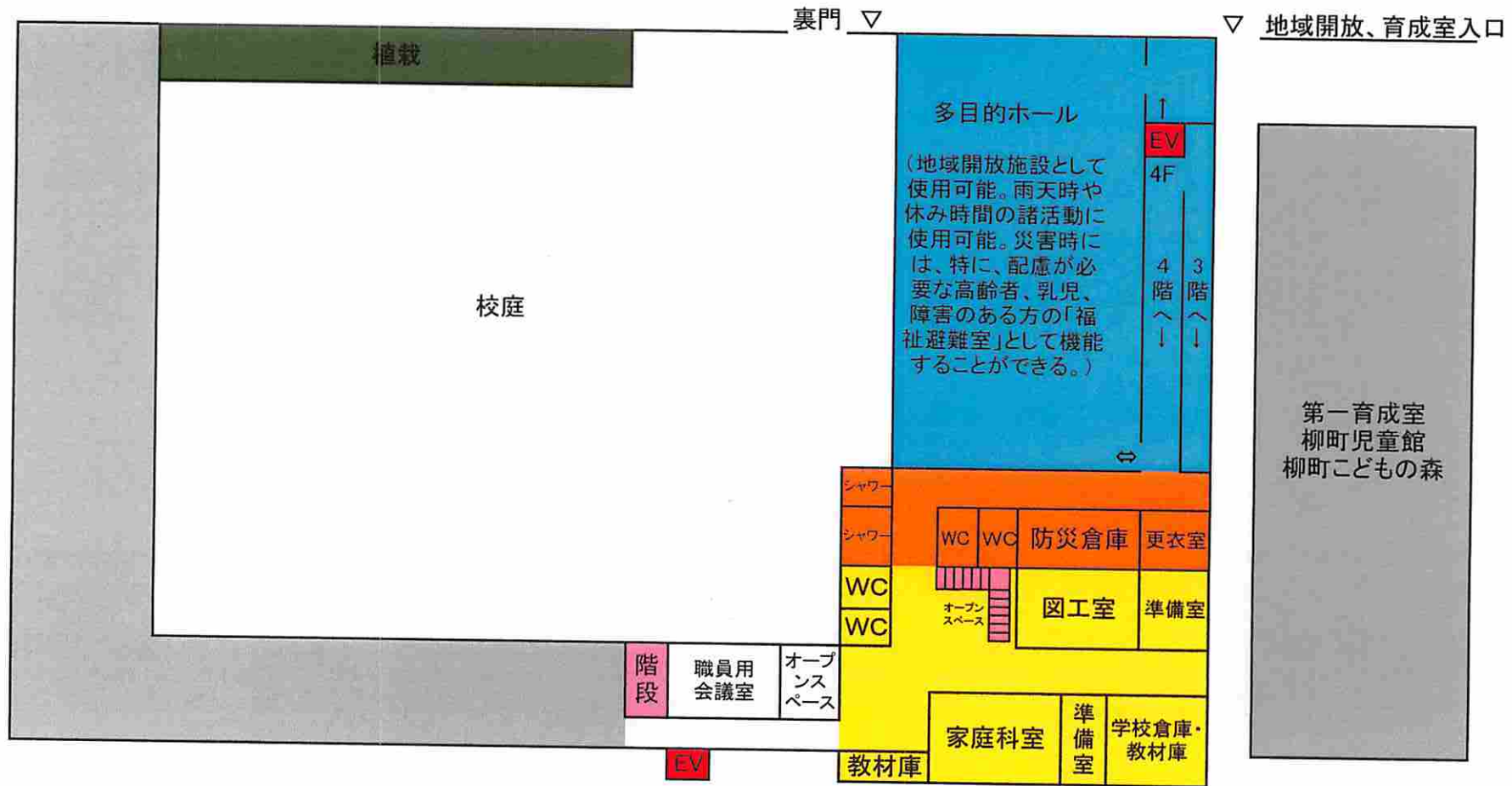
柳町小学校 2階平面図

水色の箇所は現状のプールのライン
 オレンジの箇所は現状の育成室のライン
 黄色の箇所は現状の体育館のライン



柳町小学校 3階平面図

水色の箇所は現状のプールのライン
 オレンジの箇所は現状の育成室のライン
 黄色の箇所は現状の体育館のライン



柳町小学校 4階平面図

水色の箇所は現状のプールのライン
 オレンジの箇所は現状の育成室のライン
 黄色の箇所は現状の体育館のライン

平成 26 年 1 月 15 日

柳町小学校校舎等増設検討委員会
委員長 藤田 恵子 様

柳町小学校教室等増設検討委員会
委員 前嶋 浩文
委員 上原 裕之

放課後全児童向け事業に関する要望書

文科省は放課後子どもプランで、子どもたちが安全で安心して過ごせるように、小学校の余裕教室などを活用することで、子どもたちの適切な遊びや居場所を確保することを構想しています。同じく、文京区基本構想実施計画(平成 26～28 年度)(素案)では、「放課後全児童向け事業において、学校施設を有効活用した新たな『小学生を対象とした放課後の居場所づくり』を実施する。」と記述があります。今後、柳町小学校に在籍するすべての児童を対象に、登録後、下校することなく学校で遊ぶことができる「放課後全児童向け事業」の推進を宜しくお願い申し上げます。

「全児童向け事業」が展開されるにあたり、以下の点について要望いたします。

① 仮校舎使用時

余裕教室等を活用するということが、現在、柳町小学校には「余裕教室」は存在しません。その上増築工事中は校庭が狭くなります。子どもたちの遊ぶスペースの確保は必須であることから、仮設校舎には通常時の休み時間・放課後全児童向け事業実施時に遊び場・拠点となる「多目的ホール」の設置をお願いいたします。

② 増築校舎使用時

現在計画中の増築工事の図面作成において、新校舎内に全児童向け事業活動の拠点になる「部屋」の設置をお願いいたします。

③ 障害のある児童への対応

インクルーシブ教育をモットーとする本校においては、一体となった運営が必要です。障がいがある児童も、登録したら保護者同伴なしで、事前申告などする必要なく、いつでも利用できるような体制づくりをお願いいたします。